
プロジェクト	金融商品に関する会計基準の検討
項目	ECL モデルと CECL モデルにおける予想信用損失の測定に関する定め及び開示例

1. 本資料の目的

1. 本資料では、ECL モデル（IFRS 基準）と CECL モデル（米国会計基準）の選択にあたって、我が国における信用リスク管理や引当実務との整合性の検討に資するため、IFRS と米国基準における予想信用損失の測定に関する主な定め¹、及び日本基準の貸倒見積高の算定に関する定めについて再度確認し、合わせて欧米金融機関の開示書類に基づき、関連する実務適用事例を参考としてお示しすることを目的としている。
2. なお、本資料においては、銀行等の金融機関における貸付金に焦点を当て、ローン・コミットメントや金融保証契約、また、事業会社の営業債権等に関する個別の定めについては取り扱っていない。
3. また、米国会計基準においては、ASC Subtopic 310-40 の不良債権のリストラクチャリング（Troubled Debt Restructuring、以下「TDR」という。）²の定義に該当する契約期間の延長や条件変更に関する個別の定めがあるが（ASC Paragraph 326-20-30-6 等）、これについては別途取り扱う。

II. 調査対象とした金融機関

4. 本資料では、欧州及び米国の金融機関のうち 2020 年度の連結財務諸表が入手可能な先から事務局が任意に選定した図表 1 の各 14 行及び 7 行を対象としている。なお、調査対象行の総資産は概ね 3 兆円から 370 兆円の範囲である³。

(1) 欧州銀行については審議事項(2)-2 で調査対象とした銀行と同一である。

(2) 米国銀行は、2020 年に CECL モデルを適用している金融機関のうち規模別でユ

¹ 第 464 回企業会計基準委員会の審議事項(4)-2 の資料「金融資産の減損に関する日本基準、IFRS 第 9 号及び Topic326 の比較」（以下「基準比較資料」という。）で示した事項の再確認を含む。

² 債務者が財政困難に陥っているために、さもなければ考慮されなかったであろう譲歩を債権者が債務者に与える債務の再編

³ より規模の小さい信用組合やコミュニティ・バンク等は 2013 年 12 月期まで適用が延期されている。

ニバーサル銀行、大手地域行、地域行、サブ地域行から選択した。

[図表 1]調査対象行の概要

対象行			総資産	
名称	所在国	G-SIBs	現地通貨 (10 億)	円換算 ⁴ (兆円)
ECL 適用行				
HSBC	英	G-SIB	\$2,984	328.3
Barclays	英	G-SIB	£1,060	159.0
Standard Chartered	英	G-SIB	\$789	86.8
Natwest (旧 RBS)	英	-	£799	119.9
Metro bank	英	-	£22.6	3.4
UK Co-operative bank	英	-	£26	3.8
Close Brothers Group	英	-	£11	3.8
BNP Paribas	仏	G-SIB	€2,488	323.5
Deutsche Bank	独	G-SIB	€1,325	172.3
BayernLB	独	-	€256	33.3
Banco Santander	西	G-SIB	€1,508	196.1
BBVA	西	-	€736	95.7
Monte dei Paschi di Siena Group	伊	-	€150	19.5
ING Group	蘭	G-SIB	€937	121.8
CECL 適用行⁵				
Citigroup Inc.	米	G-SIB ユニバーサル	\$2,260bn	248.6
JPMorgan Chase & Co.	米	G-SIB ユニバーサル	\$3,386bn	372.5
Bank of America Corporation	米	G-SIB ユニバーサル	\$2,820bn	310.2
WELLS FARGO & COMPANY	米	G-SIB ユニバーサル	\$1,955bn	215.1
TRUIST FINANCIAL CORPORATION	米	- 大手地域	\$499bn	54.9
Wintrust Financial Corporation	米	- 地域	\$45bn	5.0
ASSOCIATED BANC-CORP	米	- サブ地域	\$33bn	3.7

⁴ 換算レートは、110¥/\$、130¥/€、150 円¥/£としている。

⁵ CECL 適用行の G-SIBs 列には、事業規模に応じた区分を併記している。

5. 本資料で示す内容については以下を前提としている。
- (1) 本資料の内容は、事務局が任意に選択した金融機関の開示に基づいているが、対象となった銀行のビジネスやその複雑性、さらに開示の詳細度も異なることから、かならずしも実際の実務のすべてを示すとは限らないこと。
 - (2) 欧米の銀行の実務適用例を参考として示すものである一方、ビジネスや保有する金融商品を含めた実情が我が国の状況と異なることも考えられること。
 - (3) 開示されている ECL モデル及び CECL モデルの見積方法やデータを、金融商品全体に用いているとは限らず、金融商品の特性や重要性に応じた使い分けを行っていることも想定されること。
 - (4) 事務局の気付き事項には、調査対象行の他、欧州銀行監督機構（以下「EBA」という。）が、2021 年 11 月に公表した、' IFRS 9 IMPLEMENTATION BY EU INSTITUTIONS MONITORING REPORT' ⁶（以下「EBA モニタリング・レポート(2021 年 11 月)」という。）からも一部データ及び記載を引用している。
 - (5) 開示例は事務局が各行の連結財務諸表の一部を仮訳した上で該当箇所を抜粋したものであるが、開示内容を変更しない範囲内での箇条書き形式への変更や括弧書きの追加といったレイアウトに関する事務局による編集を含んでいる。また、下線部による強調は、すべて事務局が加えたものである。

III. ECL モデルと CECL モデルにおける測定に関する定め

主な共通点

（見積手法）

6. ECL モデル及び CECL モデルは、予想信用損失の見積りは、判断によるものことから、具体的な手法は定めず、原則的なルールを定めた上で、金融資産の特性及び状況に即した手法を適用するものとしている点で共通している（IFRS 第 9 号 5.17 項、ASC Paragraph 326-20-30-3、326-20-55-6 及び 326-20-55-7 等）⁷。

⁶ IFRS 第 9 号の ECL モデルの品質と妥当性を評価することを支援する目的で作成されたものであり、（英国を除く）EU の 20 か国 47 金融機関の 2019 年 12 月末及び 2020 年 6 月末の時点を対象に調査したものである。また今回の調査では EU における全金融機関の総資産のうち、約 60%をカバーしている。

⁷ IFRS 第 9 号においても一定の状況において損失率法が適用されこと及び事業会社の営業債権

開示例

7. 上記に関連する事例として、例えば、以下が見られた。

(英) Standard Chartered	
●	<p>コーポレート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルで統一的なモデルを使用するが、一部の重要国は国特有のモデルを適用する。
●	<p>リテール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国および商品特有用なモデルを用いる。 ・ 重要でないリテール・ポートフォリオには、過去の遷移率や損失率に基づく<u>単純化されたアプローチ</u>を適用する。 ・ 中規模のポートフォリオには延滞ステータスからの平均的な遷移率を用いた遷移率モデルを適用し、マトリクスを掛け合わせて延滞バケットごとの最終的なPDを算出する。 ・ より小規模なポートフォリオには<u>過去 12 か月の月次の償却及び回収を用いた損失率モデル</u>を適用する。

(米) Citigroup Inc.	
●	<p>ECLの見積りには、信用損失事象の発生可能性及びその重大性並びに予想キャッシュ・フローへの影響に関する仮定が必要となる。これらの仮定は、デフォルト確率 (PD)、デフォルト時の損失率 (LGD) 及びデフォルト時の残高 (EAD) モデル及び割引法を用いる。</p>
●	<p>残存期間が合理的かつ妥当な予測期間を超えている場合には、当社は資産の残存期間における過去の実績を考慮する。</p>

に関する実務上の便法として引当マトリクス等が例示されている (IFRS 第9号 B5.5.12項、B5.5.35項)。また、ASC Topic 326においても、DCF法、損失率 (loss-rate) 法、ロール率 (roll-rate) 法、倒産確率 (PD) 法、年齢調べ (aging schedule) 等の例示があり (ASC Paragraph 326-20-55-17項以下)、DCF法の適用が強制されないこと等が示されている (ASC Paragraph 326-20-55-33項)。

事務局による気付き事項

8. 上記で示した事例を含め、調査対象行の開示に基づく事務局の気付き事項は以下のとおりである。

(1) 見積手法に関しては、両モデルとも、原則主義的なアプローチを採っているが、調査対象行とした欧州銀行と米国銀行では、事業規模に関わらず、大多数が残存期間を考慮した、PD、LGD、EAD を基礎とした測定方法を用いている点で共通していた。

なお、EBA モニタリング・レポート（2021 年 11 月）では、欧州のサンプル 47 行の殆どすべてがこのアプローチを適用していることが示されている⁸。

(2) その一方で、審議事項(2)-2 第 9 項でもお示した（英）Standard Chartered のように、重要性に応じて簡便的なアプローチを適用しているとの事例もある。同行は、ECL の見積りに関しても、ポートフォリオの重要性に応じて、過去 12 か月の月次の償却率や回収率を適用していると説明している。

(将来予測的な情報の織り込み)

9. 両モデルでは、予想信用損失の見積りにあたっては、入手可能な過去の事象、現在の状況及び将来の予測に関する情報を考慮することが求められるが、その範囲を、「過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」とすることで、それを超える情報の網羅的な探索を行う必要はないことを明示している点でも共通している（IFRS 第 9 号 5.5.17 項及び ASC Paragraph 326-20-30-7 項、326-20-55-6 項及び 326-20-55-6 項等）⁹。

日本基準

10. 基準比較資料でお示したように、日本基準は発生損失モデルか予想損失モデルかに関して概念上明らかにしていないが、金融商品会計基準等¹⁰では、上記の国際的な会計基準のような将来予測情報の定めはないものの、金融商品実務指針において

⁸ （出所）EBA モニタリング・レポート（2021 年 11 月）’ IFRS 9 IMPLEMENTATION BY EU INSTITUTIONS MONITORING REPORT’ 第 58 項

⁹ 何をもって過大なコストや労力かの水準は示されていない。

¹⁰ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

外部環境等の変化により過去の実績率を補正する必要がある（金融商品実務指針第111項）とされている。

また、一定の場合に、将来キャッシュ・フロー見積りを行うことも求められる（金融商品実務指針第115項）¹¹。

開示例

11. 将来予測的な情報の織り込みに関連する事例としては以下が見られた。

(蘭) ING Group
<p>● マクロ経済シナリオと見積りの不確実性の主な要因に関する感度分析(*)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベースライン・シナリオ (*) <p>当社は経済変数（GDP、失業率）のコンセンサス予測と市場フォワード（金利、為替、原油価格）を組み合わせたマーケットニュートラルな見解を採用している。オックスフォード・エコノミクスグローバル・エコノミック・モデル（OEGEM）は、コンセンサス予想が利用できない変数（特に住宅価格や一部の国の失業率）について、一貫性のある予測を行い、変数の補完又は代替シナリオを作成する。このモデルは四半期ごとにコンセンサス予想を更新し、シナリオの全般的な整合性を確保するために使用している。ベースライン・シナリオは、コンセンサスの見解と一致しているため、バイアスがかかかっていないと考えることができる。</p> <p>（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替シナリオと確率重み(*) <p>アップサイド・シナリオとダウンサイド・シナリオの2つの代替シナリオを考慮している。代替シナリオは、OEGEMの予測誤差に基づいているため、大部分は技術的な調整を行っている。</p> <p>（中略）</p>

¹¹ 金融庁が2019年9月に公表したディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（案）（以下「融資研DP」）においても、一般貸倒引当金の見積りに関して、過去実績に加えて、外部や内部の環境変化など足元や将来の情報を集的に引当に反映することも考えられるとしており、予想信用損失の考え方を一部取り入れていると考えられる（融資研DP V. 信用リスク情報の引当への反映 1. 基本的な視点 (1) 一般貸倒引当金の見積りにあたっての基本的な考え方）

[表] 2020年度感応度分析(事務局にて一部抜粋)

地域	シナリオ	経済変数	2021	2022	2023	重み付けのないECL金額	確率加重
蘭	アップ サイド	実質GDP	5.3	3.3	2.8	383	20%
		失業率	5.1	3.9	3.0		
		HPI ¹²	8.1	6.3	4.7		
	ベース ライン	実質GDP	2.8	2.9	1.9	441	60%
		失業率	5.8	5.2	4.7		
		HPI	-1.9	-1.6	4.5		
	ダウン サイド	実質GDP	-4.9	4.8	1.4	636	20%
		失業率	7.7	7.8	7.9		
		HPI	-12.3	-11.0	4.3		
独	アップ サイド	実質GDP	7.6	3.3	1.5	504	20%
		失業率	3.0	2.2	1.8		
		HPI	3.5	8.3	6.6		
	ベース ライン	実質GDP	3.9	3.4	1.6	541	60%
		失業率	4.1	3.5	3.5		
		HPI	0.4	4.8	3.1		
	ダウン サイド	実質GDP	-2.4	3.5	1.3	662	20%
		失業率	5.6	5.3	5.6		
		HPI	-3.5	0.8	-0.9		

(米) Wells Fargo

- ・ 当社の信用損失引当額は、ローン及び負債性証券の金額、ポートフォリオの質の変化、一般的な経済状況など様々な要因に影響される。
- ・ 一般的な経済状況は、経済変数を用いて予測されるが、これらの変数は時間の経過とともにボラティリティが生じる。
- ・ 当行のローン・ポートフォリオに使用されている主要な経済変数については、表 1.3 を参照

¹² 住宅価格指数 (Home Price Index の略)。

[表 1.3] 主要な経済変数

ポートフォリオ	主な経済変数
商業用ローン	GDP、商業用不動産価格、失業率
住宅ローン	住宅価格指数、失業率
その他コンシューマー・ローン	失業率

(米) Citigroup Inc.

● 定性的な経営者による調整要素

- ・ 定性的な経営者による調整要素は、特に、ダウンサイド・シナリオの可能性と重大性、特定のポートフォリオの特性と集中度、担保によるカバー、モデルの限界、特異事象および信用損失引当金（ACL）に関する銀行監督指針に基づくその他の関連基準に基づく、将来予測経済シナリオの不確実性を考慮しています。
- ・ 現在のマクロ経済環境において、定性的な経営者による調整として、パンデミックによる信用損失の見積りへの影響に関する不確実性を反映しています。
- ・ 2020年第4四半期において、シティは、(i) 個人向けポートフォリオのACLを2億ドル、(ii) 法人向けポートフォリオのACLを13億ドル戻し入れましたが、これは主にベースとなるマクロ経済予測の改善によるものです。
- ・ 第4四半期には、経済状況の悪化とそれに伴う実質GDP回復の鈍化を15%の可能性で反映した代替のダウンサイド・シナリオを定性的な経営者による調整要素として組み込みました。当該調整により、ACLは約7億ドル増加し、2020年12月31日時点で定性的な経営者による調整は合計38億ドル、ACL全体の残高は278億ドルとなりました。

事務局による気付き事項

12. 事務局の気付き事項は以下のとおりである。

- (1) 経済指標を開示している調査対象の欧州及び米国の銀行の殆どはGDP及び失業率を用いていた。
- (2) 地域やプロダクト等のポートフォリオの特性に応じて、上記(1)のGDPと失業率に加え、住宅価格指数、金利、消費者物価指数、原油価格や株価等の経済指標も使用しており、3から4つ程度の変数を使い分けている例が多く見られ

る。

なお、調査対象行について、規模により使用する経済変数の数や内容に関する違いは、開示例からは明確には把握できなかった。

- (3) 欧州及び米国銀行の過半数は、マクロ経済予測や変数又はシナリオの選択において第三者の情報を考慮していた¹³（例：(蘭) ING Group、本資料第 17 項 (米) Wintrust Financial Corporation 等）。
- (4) 審議事項(2)第 32 項以下では、ECL モデルにおける信用リスクの著しい増大（SICR）の判定において、経営者による調整（マネジメント・オーバーレイ）が用いられている例をお示ししたが、特にコロナ禍にある 2020 年 12 月期において、(米)Citigroup Inc.のように、予想信用損失の引当てに関して経営者による調整が重要な要素として組み込まれている例が見られた。

主な相違点

- 13. CECL モデルには特段の定めがないものの、ECL モデルでは見積に関する原則として、前項の将来予測的な情報に加え、以下を反映しなければならないと明示されている点が異なっている（IFRS 第 9 号 5.5.17 項）¹⁴。

ECL モデルの特徴

（偏りのない確率加重金額）

- 14. ECL モデルでは、予想信用損失を測定する際には、必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はないが、発生する確率が非常に低いものも含め複数シナリオに基づく一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りのない確率加重した金額を反映することを要求している（IFRS 第 9 号第 5.5.18 項、B5.5.41 項）。

¹³ FASB は、2020 年 6 月の ASC Topic 326 公表後から、適用後レビュー（以下「PIR」という。）を進めており、2021 年 5 月には円卓会議を実施している。円卓会議では、CECL モデルの適用について関係者から受領したフィードバックが示されているが、そこでは、2020 年に CECL を適用していないほとんどの金融機関は、信用損失引当金を決定するために、外部のベンダーを利用しているか、利用する予定であるとの記載が見られる（FASB, ‘Public Roundtable Meeting to Discuss Implementation of Accounting Standards Update No. 2016-13, Financial Instruments—Credit Losses (Topic 326): Measurement of Credit Losses on Financial Instruments’ のアジェンダ・ペーパーより）

ただし、IFRS 第9号においても、常に複数シナリオが要求されるという位置付けではなく、それが必要でない状況も示されている。

B5. 5. 42 項

(前略) 実務上、これは複雑な分析である必要はない場合がある。場合によっては、比較的単純なモデルで十分であり、多数の詳細なシナリオのシミュレーションの必要はない。例えば、リスク特性が共通している金融商品の大きなグループの平均信用損失が、確率加重金額の合理的な見積りとなる場合がある。(後略)

15. 一方、CECL モデルでは、金融資産の回収可能性を見積るアプローチは、本来的に主観的なものであり、企業の信用リスク管理も異なるため、様々な見積方法を認める観点から、複数の経済上のシナリオの確率加重平均を用いることを明示的には要求していない (ASU 2016-13 BC50 項、 FASB Staff Q&A)。

日本基準

16. 金融商品会計基準等では、貸倒見積高の算定にあたり使用するシナリオに関する特段の定めはない。

開示例

17. 以下は、将来予測情報の利用における、複数シナリオ又は単一シナリオに関連する開示例である。なお、欧州銀行の事例に関しては本資料第11項の(蘭) ING Group を参照。

(米) JPMorgan Chase & Co
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用損失引当金は社内で作成した <u>5 つのマクロ経済シナリオの加重平均</u>を用いて算出され、その後、単年度の直線補間を行い、8 四半期以降の期間については長期的な過去の情報に利用する。 ・ 5 つのマクロ経済シナリオは、セントラルシナリオ、相対的に下落するシナリオ、極端に下落するシナリオ、相対的に上昇するシナリオ、極端に上昇するシナリオで構成されており、当社のセントラル予測チームによってアップデートされる。 ・ シナリオは、当社の包括的な経済見通し、社内の専門家の見解、市場のコンセンサスを考慮して作成されている。

(米) Wintrust Financial Corporation

- ・ 過去の信用損失の実績は、合理的かつ裏付けのある予測に基づき、定量的又は定性的に調整され、第三者の経済予測も組み入れている。
- ・ 合理的で裏付けのある予測は、当社の金融資産の予想信用損失を評価する上で最も関連性の高いマクロ経済的要因を考慮したものである
- ・ 当社は第三者から提供された単一のマクロ経済シナリオを使用し、当社の専門チームで検討された8四半期の予測期間を利用している。
- ・ 合理的で裏付けのある予測を行うことができない期間については、過去の損失率を用いて計算している。

事務局による気付き事項

18. 上記で示した事例を含め、調査対象行の開示に基づく事務局の気付き事項は以下のとおりである。

- (1) 欧州銀行は、2 つから 5 つのシナリオを用いており調査対象 14 行の中で単一シナリオを用いている例はなかった（例：本資料第 11 項の（蘭）ING Group）。

なお、EBA モニタリング・レポート（2021 年 11 月）では、2019 年 12 月期において、確率加重平均で ECL を測定している銀行の約 85%が 3 つのシナリオを採用していることが示されている¹⁵。

- (2) G-SIB に指定されている米国のユニバーサル 4 行も欧州銀行と同様に 2 つから 5 つのシナリオを用いていた（例：（米）JP Morgan Chase）。

- (3) しかし、調査対象行の米国銀行のうち、大手地域行である TRUIST FINANCIAL CORPORATION（総資産：約 55 兆円）と、地域行 Wintrust Financial Corporation（総資産：約 5 兆円）の 2 行は単一のシナリオを用いて ECL を見積っていると開示している。なお、サブ地域行である ASSOCIATED BANC-CORP（総資産：約 3.7 兆円）は開示からは適用シナリオ数が不明である。

- (4) 上記（1）から（3）により、CECL モデルでは複数のシナリオを用いることは明示的には要求されていない（本資料第 15 項参照）が、適切な見積りという観点から複数シナリオを適用する銀行もあるが、基準上明示的に要求されている

¹⁵ （出所）EBA モニタリング・レポート（2021 年 11 月）’ IFRS 9 IMPLEMENTATION BY EU INSTITUTIONS MONITORING REPORT’ 第 110 項 Figure 52

か否かが、特に中小規模の銀行において単一シナリオを用いるかどうかの実務上の判断に影響している可能性もあると考えられるのではないか。

(貨幣の時間価値)

19. ECL モデルでは、貨幣の時間価値を反映する方法で金融商品の予想信用損失を見積らなければならないとされている (IFRS 第 9 号第 5.5.17 項(b))¹⁶。
20. 一方で、CECL モデルでは、本資料第 6 項のとおり、予想信用損失を見積る方法として、さまざまな方法を認めており、損失率法、回転率法、倒産確率法、年齢調べによる方法など、償却原価情報を用いた信用損失の算定には貨幣の時間価値が黙示的に存在するため、貨幣の時間価値を考慮することを明示的には要求していない (ASC Paragraph 326-20-30-2, ASU 2016-13 BC131d)。

日本基準

21. 我が国の金融商品会計基準等では、貸倒見積高の算定にあたりキャッシュ・フロー見積法を用いる場合以外には、貨幣の時間価値を考慮した貸倒見積高の算定の定めはない。

開示例

22. 貨幣の時間価値に関連する事例として、以下の開示も見られた。

(英) HSBC
<p>● ECL の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスクの評価及び ECL の見積りは、過去の出来事や現在の状況、合理的に裏付けられた予測等、評価に関連する全ての入手可能な情報を織り込んだ、偏りのない確率加重方式で行う。さらに、ECL の見積りは、貨幣の時間的価値を考慮しなければならない。 ・ 一般的に、当社はデフォルトの確率、デフォルト時の損失 (LGD)、デフォルト時の残高 (EAD) の 3 つの主要な要素を用いて ECL を計算する。 ・ 12 か月 PD 及び全期間 PD は、それぞれ今後 12 か月間及び商品の残存期間中にデ

¹⁶ IFRS 第 9 号では、予想信用損失の割引には当初認識時に算定した実効金利又はその近似値を用い、金融商品が変動金利である場合には、現在の実効金利を用いることを定めている (IFRS 第 9 号 B5.5.44 項)。なお、変動金利商品、購入又は組成した信用減損資産、ローン・コミットメント、金融保証契約、リース債権については、それぞれ具体的に適用すべき割引率を定めている (IFRS 第 9 号 B5.5.45 項から B5.5.48 項)

フォルトが発生する確率を表している。

- ・ EAD は、報告日からデフォルト発生までの元利金の返済及びコミットメント・ファシリティの引出を考慮したデフォルト時の予想残高を表す。LGD は、デフォルト事象が発生した場合の EAD に対する予想損失額を表しており、デフォルトが予想される時点での担保価値の損失軽減効果や、実現が見込まれる時点での担保価値と貨幣の時間的価値の軽減効果などを考慮している。
- ・ HSBC は、可能な限りバーゼルⅡの IRB（内部格付手法行）フレームワークを活用しているが、IFRS 第 9 号の要件を満たすように再調整している。

事務局による気付き事項

23. 欧州の一部の銀行は貨幣の時間価値について、規制上のパラメータを調整する形で反映している等の開示を行っている例が見られるのに対して、米国の調査対象行では、貨幣の時間的価値に関する開示は見られなかった。

本資料第 20 項に記載したとおり、ECL モデルと異なり、CECL モデルでは償却原価ベースの見積手法には貨幣の時間的価値が黙示的に含まれていることから、明示的に時間的価値を考慮することを要求していない。

開示例からは、この基準上の差異が、実際の引当実務に影響している可能性もあると考えられ、日本基準において ECL モデルと CECL モデルのいずれを基礎にする場合においても、どちらのガイダンスを参照すべきか等が検討ポイントになると考えられるのではないかと。

CECL モデルの特徴

24. ECL モデルには明示的な定めがない一方で、CECL モデルでは次のような簡便的な取扱いを示している。

（合理的で裏付け可能な将来予測を超える期間）

25. CECL モデルでは、全期間の予測信用損失の見積りに際し、企業が予想信用損失の合理的で裏付け可能な予測を作成又は入手することができる期間を超えた期間に関しては、直ちに又は定額ないし他の体系的な方法で、対象となる金融資産又は金融資産のグループの契約期間を反映する過去の損失情報に立ち返らなければならない（ASC Paragraph 326-20-30-9, 326-20-55-18～326-20-55-27 の Example 1, 2）。
26. なお、ECL モデルにおいても、予想信用損失を見積るために必要となる判断の程度は詳細情報の利用可能性に左右されることから、金融商品の予想存続期間の全体に

わたる将来の状況の予測を常に織り込むことは要求しておらず、遠い将来期間については、詳細情報が入手可能な期間に係る予測を延長することを認めているが、CECL モデルのように過去実績へ回帰すること、またその方法については明示していない(IFRS 第9号 B5.5.50 項)。

日本基準

27. 我が国の金融商品会計基準等にはこれに関する特段の定めはない。

開示例

(米) Wintrust Financial Corporation
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、第三者から提供され、当社のガバナンス体制のもとで検討された単一のマクロ経済シナリオを用いて、8 四半期の予測期間を利用している。 ・ 合理的で裏付けのある予測を超える期間については、インプットレベルで過去の損失率に戻し、4 四半期にわたって線形補間を行う。

事務局による気付き事項

28. 上記で示した事例を含め、調査対象行の開示に基づく事務局の気付き事項は以下のとおりである。

- (1) 米国銀行については、規模に関わらず、多くの銀行（詳細不明の1行を除く6行のうち5行）が2年間のマクロ経済シナリオを予測しており、予測を超える期間については過去の実績率を利用している（例：(米)Wintrust Financial Corporation）。
- (2) 欧州の銀行は、本資料第11項でお示ししている（蘭）ING Group は3年であるが、その他8行が5年以上、2年は1行だけであった。

なお、EBA モニタリング・レポート（2021年11月）では、2020年6月の財務データによれば、サンプル47行の約60%の銀行で使用されている予測期間は、2年：約3%、3年：約60%、4年：約6%、5年：約20%、8年：約9%、詳細不明：約3%）であり3年が最も多いものの、全体的に米国銀行より長い傾向もみられる¹⁷。

¹⁷ （出所）EBA モニタリング・レポート（2021年11月）’ IFRS 9 IMPLEMENTATION BY EU INSTITUTIONS MONITORING REPORT ’ Figure 59

(発生可能性の低いリスク)

29. CECL モデルでは、見積りにおいては、発生可能性の低い (remote) リスクも勘案する必要があるが、過去の情報に現在の状況や将来予測を調整しても、なお回収不能見込額がゼロとなるような金融資産に対しては ECL を測定する必要はないと定めており、その適用例として米国債が例示されている (ASC Paragraph 326-20-30-10 項、ASC Paragraph 326-20-55-48 以下、Example 8)。
30. この点、ECL モデルでは、予想信用損失を測定する際に、必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はないとはされているものの、同様の定めはない。

日本基準

31. 我が国の金融商品会計基準等では、企業の業務の特性や債権の内容から、過去において貸倒れの実績がなく、将来においても発生の可能性がないと合理的に予想される場合には、貸倒引当金繰入額はゼロとなるものの、算定対象期間より前に貸倒の実績があった場合には、期末に有する債権の回収期間内において、貸倒れの発生がないものと合理的に予想される場合以外は貸倒引当金繰入額をゼロとすることは認められないと考えられるとしている (日本公認会計士協会 会計制度委員会 金融商品会計に関する Q&A Q40 の A)。

開示例

(米) Bank of America
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社債等の負債性証券については、米国財務省、米国政府機関、または信用度の高い政府機関が保証している負債性証券を除き、ECL の評価を行っている。 米国財務省、米国政府機関、または信用度の高い政府機関が保証している債務証券については、信用損失が無いと仮定している。 ・ 残りの AFS 負債証券については、社内外の信用格付や担保の価値等の定性的なパラメータを考慮しており、AFS 負債証券が定性パラメータのいずれかに該当しない場合は、割引キャッシュ・フロー法を用いて信用損失を評価している。

事務局による気付き事項

32. 調査対象行のうち欧州銀行においては、明示的な発生可能性の低いとして信用損失を見積もらない旨、開示されている事例は見られなかった。
- これは、本資料の第 29 項で記載の通り、CECL モデルでは回収不能見込額がゼロとなるような金融資産に対しては ECL を測定する必要はないと明示的に記載され

ている一方で、ECL モデルでは同様の定めが存在していない点が影響している可能性もあると考えられ、今後、我が国での国債への影響等を検討する際に参考になるのではないか。

ディスカッション・ポイント

IFRS 及び米国会計基準における金融資産の減損の測定の定め及び適用事例（開示）についてご質問及びご意見があれば頂きたい。

以 上